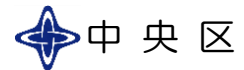


# 特定緊急輸送道路沿道建築物に対する段階的耐震補強工事助成制度のご案内



ご利用いただくには事業に着手(耐震補強等の契約)する前に申請が必要です。ご注意ください。

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震補強工事のうち、第一段階でIs値を0.3以上かつ現状よりも耐震性を向上させる工事を行い、第二段階としてIs値を0.6以上まで向上させる工事をする際に助成します。

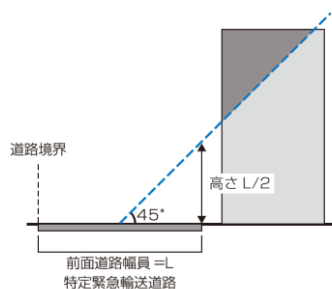
※ 令和7年度末までに事業を完了させる必要があります。

## 1 対象建築物

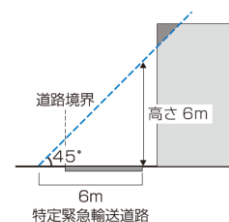
東京都が指定した特定緊急輸送道路沿道の建築物で以下のいずれにも該当するもの

- ① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ② 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く(旧耐震基準)
- ③ 建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離(道路幅が12m以下の場合は6m)を加えたものに相当する高さの建築物

前面道路の幅が12mを超える場合



前面道路の幅が12m以下の場合



## 2 耐震補強工事の助成額 (各段階ごとに算出)

### (1) 第一段階

- 耐震補強工事に要する費用×助成率(※ア)
  - 助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価(※イ))×助成率(※ア) } いずれか低い額
- 〔 マンションは2億5100万円、住宅(マンションを除く)の一般的な耐震補強工事の場合は1億7050万円、免震工法等の特殊工法は4億1900万円、それ以外は2億5600万円を上限 〕

### (2) 第二段階

- 耐震補強工事に要する費用×助成率(※ア)
  - 助成対象基準額(延べ面積×助成基準単価(※イ))×助成率(※ア)－第一段階の助成額 } いずれか低い額
- 〔 マンションは5億200万円－第一段階の耐震補強工事に要した費用、住宅(マンションを除く)の一般的な耐震補強工事の場合は3億4100万円－第一段階の耐震補強工事に要した費用、免震工法等の特殊工法は8億3800万円－第一段階の耐震補強工事に要した費用、それ以外は5億1200万円－第一段階の耐震補強工事に要した費用を上限 〕

(※ア)助成率

5,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	11/30
5,000 m <sup>2</sup> を超える部分	11/60

(※イ)助成基準単価

	第一段階	第二段階
マンションの一般的な耐震補強工事の場合	25,100円/m <sup>2</sup>	50,200円/m <sup>2</sup>
住宅(マンションを除く)の一般的な耐震補強工事の場合	17,050円/m <sup>2</sup>	34,100円/m <sup>2</sup>
住宅以外の一般的な耐震補強工事の場合	25,600円/m <sup>2</sup>	51,200円/m <sup>2</sup>
免震工法等の特殊工法により耐震補強を行う場合	41,900円/m <sup>2</sup>	83,800円/m <sup>2</sup>

例 第一段階として、Is値0.3以上とする工事に1,500万円かかり、その後第二段階として、Is値0.6以上とする工事に3,000万円かかる場合（延面積3,000㎡の事務所の場合）

① 第一段階

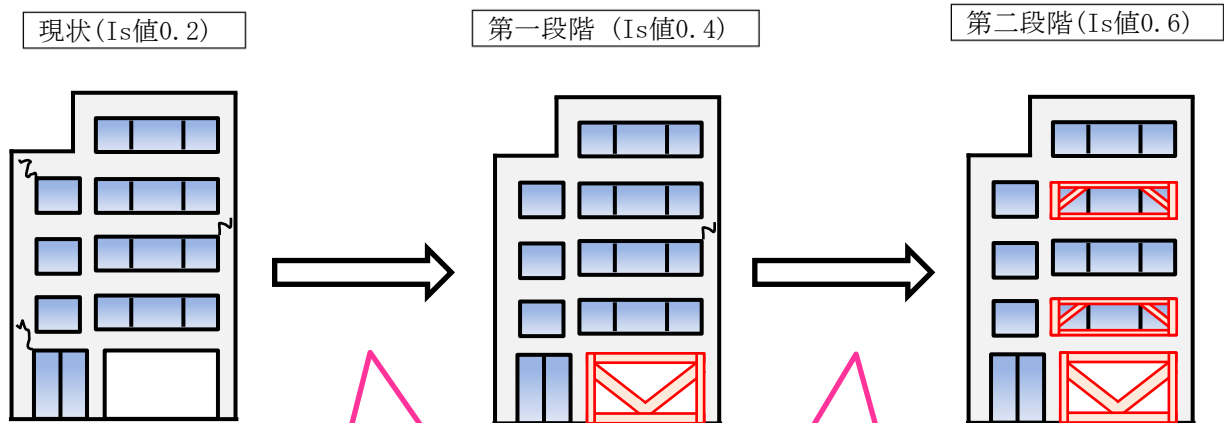
$$1,500 \text{万円} \times 11 / 30 = 550 \text{万円} < 3,000 \text{㎡} \times 25,600 \text{円/㎡} \times 11 / 30 = 2,816 \text{万円}$$

第一段階の助成額は550万円となり、950万円を自己負担。

② 3,000万円 × 11 / 30 = 1,100万円

$$< 3,000 \text{㎡} \times 51,200 \text{円/㎡} \times 11 / 30 - 550 \text{万円} = 5,082 \text{万円}$$

第二段階の助成額は1,100万円となり、1,900万円を自己負担。



- 少ない費用負担で工事が可能
- 第一段階の工事として、駐車場や廊下などの共用部分を補強することでテナントの同意が得やすい

- 修繕費用を貯め、工事後の費用負担を軽減
- 時間をかけて合意形成を行うことが可能

※Is値とは

建築物の耐震性を示す指標。国が定める基準ではIs値が0.6以上あれば、地震の衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いとされている。

Is値	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
0.6以上	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
0.3以上0.6未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
0.3未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

詳細については区にお問い合わせください。



中央区都市整備部建築課耐震化推進係 電話 03(3546)5459